

生活の心得

本校生徒としての誇りと自覚をもち、健全で明るい学校生活を送るために、次の心得を自主的に守るように努めてほしい。

1 登下校について

(1) 安全な登下校

登下校の際には交通規則・マナーを常に守り、安全第一を心掛ける。

(2) 登下校の時刻

登下校の時刻は次のように定める。

登校・・・8時40分まで

下校・・・17時まで

部活動の下校時刻・・・18時30分まで(19時完全下校)

下校の際は、戸締り、消灯、エアコン等の電源に十分留意する。

(3) 自転車通学

自転車による通学は、所定の届け出をし、別に定める規定に従う。

(4) 通学方法の制限

オートバイ、自動車の運転および同乗による通学・学校行事への参加は禁止する。また、通学以外でも制服着用時は同様とする。

2 学校生活について

(1) 欠席・遅刻・早退等

欠席・遅刻・早退・忌引等は、保護者が学校に連絡する。当日の朝8:40までは「欠席連絡システム」へ入力をし、それ以降は電話で連絡する。定期試験期間中の欠席連絡は保護者が直接学校に連絡する。。

登校後に校外へ出るとは、原則として禁止する。

(2) 施設・設備などの使用

ア.校舎内外の清潔・整頓に努め、快適な学校生活が送れるようにお互いに協力する。

イ.施設、備品を破損、紛失した場合は直ちに届け出る。

ウ.学校の施設、備品を使用する場合は、責任者を明確にし、あらかじめ関係職員の許可を受ける。

(3) 所持品

ア.授業に必要なもの以外は持ち込まない。

イ.スマートフォンや携帯電話等の使用は、授業時間中は原則として禁止する。

ウ.ライター、マッチ等火気持ち込み(その他喫煙具も含む)、及びその他危険物の持ち込みは禁止する。

エ.貴重品は身につけておく。特に移動教室の際には自己管理を徹底する。また、必要以上の金品は持参しない。

オ.所持品などを紛失、または落とし物を拾得したときは、直ちに関係職員に届ける。

(4) 文書の掲示・配布

文書・印刷物・出版物などを掲示または配布する場合は、事前に関係職員に届け出て許可を受ける。

3 校外生活について

(1) 旅行など

学割を必要とする旅行などを行うときは、必ず保護者の承諾を得るとともに、学級担任に所定の届を提出する。

(2) アルバイト

アルバイトを行うときは、必ず保護者の承諾を得るとともに、学級担任に所定の届を提出する。

(3) 校外での事故

万一校外で事故が発生した場合には、怪我人の救護等に努め、直ちに学校・警察・家庭に連絡し、指示を受ける。

4 服装・頭髪等の規定

(1) 本校指定の制服を着用する。

(2) 制服の改造は禁止する。

(3) 男女とも本校指定のネクタイ（2種類）を着用する。女子は本校指定のリボンでもよい。

(4) 夏期（5月から10月）は上着、ネクタイ、リボンを着用しなくてもよい。

(5) ワイシャツは白色無地とする。

(6) ベスト、セーターは本校指定のものを着用する。

(7) サングラス類（クロックス含む）での登下校及び校内での着用は禁止する。

(8) 冬期の防寒着については、規定のものを着用する。

(9) 止むを得ず所定の服装以外のものを着用するときは、必ず届け出て許可を受ける。

(10) 頭髪は常に清潔にし、パーマ・エクステ等の髪の変形や、染色・脱色をしてはならない。

(11) 装飾品（ピアス、ネックレス、指輪、カラーコンタクト、つけ爪等）は身につけない。

※以上の規定が守られない場合は再登校指導を行うこともある。

5 自転車通学規定

(1) 登下校の際の自転車の使用は届出制とする。

(2) 自転車通学する者は、学校所定の「自転車通学届出書」・「誓約書（自転車通学）」に必要事項を記入して学級担任に提出する。また、自宅から最寄駅まで自転車を使用する者も同様とする。

(3) 使用する自転車には、本校指定の登録票（ステッカー）を後部の見やすい場所に貼る。

(4) 使用自転車は、本校所定の自転車置場に駐輪する。

(5) 自転車乗車時は、ヘルメットの着用を心掛ける。

(6) 次の注意事項を厳守する。

ア. 交通信号に従うとともに、交通標識を必ず守る。

イ. 通行方法に注意する。

縦一列の走行（並列走行は禁止）、左側通行、右折の方法、狭い道路から広い道路へ出るときの一時的停止、踏切の一時的停止など。

ウ. 自転車の整備に心掛ける。

ブレーキ、ライト、ベル、反射板、鍵など。

エ. 手ばなし運転、2人乗り、かさ差し運転、走行中のスマートフォン・携帯電話・イヤホン等の使用はすべて道路交通法違反となるので厳禁とする。

オ. 雨天時はレインウェアを着用する。

※以上の規定が守られない場合は、自転車通学に制限を加えることもある。

<交通事故にあったら>

- ① 怪我人の救護に努める。(119番通報)
- ② 警察(110番)、学校(042-743-5622)、家庭に連絡を入れる。
- ③ 相手の連絡先を確認する。

諸届について

以下に該当する者は届け出、または許可を受けなければならない。

<学校に専用の用紙があるもの>

- 自転車通学をしたいとき……「自転車通学届出書」
- アルバイトをするとき……「アルバイト届」
- 旅行をするとき……「旅行届(学割発行願)」
- 持ち物を無くしたとき……「紛失届」
- 物品を壊したとき……「破損届」
- 交通事故に遭ったとき……「交通事故報告書」

<専用の様式があるもの> 次頁参照

- 欠席・遅刻・早退・忌引をするときは保護者がその旨を記入、押印して担任に届け出る。
- 止むを得ず制服以外の服装をするときは保護者がその旨を記入、押印して担任に届け出る。